

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241206	二葉運送 株式会社 (法人番号 2400001003810) 代表者藤原 修一	岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割1番地1	青森営業所	青森県青森市大字新城字山田552-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号	令和6年7月22日及び30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)整備不良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20241212	有限会社 若松陸送 (法人番号 5380002033617) 代表者小淵 侑輝	福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字入倉6165-1	本社営業所	福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字入倉6165-1	文書警告	法第17条第4項	令和6年11月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20241216	有限会社 セントラルエクスプレス (法人番号 4380002010344) 代表者添田 義勝	福島県郡山市田村町上行合字北川田48番地2	本社営業所	福島県郡山市田村町上行合北川田48-2、48-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年7月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	8	6
20241220	福島石材運輸 有限会社 (法人番号 8380002006727) 代表者佐藤 祥一	福島県伊達市霊山町掛田字段居14番地の11	本社営業所	福島県伊達市霊山町掛田字段居14番地の11	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年7月23日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6

20241224	能代運輸 株式会社 (法人番号 6410001007187) 代表者與語 奨太	秋田県能代市河戸 川字北西山144番地 の2	本社営業所	秋田県能代市河戸川字 北西山144番地の2	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号	令和6年6月20日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び 道路運送車両法第47条)、(3)運転者の指導監督 義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20241224	六郷小型貨物自動車 運送 株式会社 (法人番号 3410001008106) 代表者近藤 哲泰	秋田県仙北郡美郷 町六郷字往還南12 番地の1	本社営業所	秋田県仙北郡美郷町六 郷字往還南12番地の1	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第2 号	令和6年7月23日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び 道路運送車両法第47条)、(3)運転者の指導監督 義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20241224	北部運送 株式会社 (法人番号 2420001006555) 代表者越後 泰和	青森県八戸市大字 妙字西/平7番地1	本社営業所	青森県八戸市大字妙字 西/平7番地1	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号	令和6年7月25日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)	1	1
20241225	東北クリーン運輸 株式会 社 (法人番号 2380001006007) 代表者杉原 眞次	福島県郡山市安積 町長久保1丁目13番 地の5	本社営業所	福島県郡山市安積町長 久保1丁目13番地の5	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年5月10日及び17日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、6件の違反が認められた。 (1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第 3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第 7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違 反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違 反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録 義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者の指導監 督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。